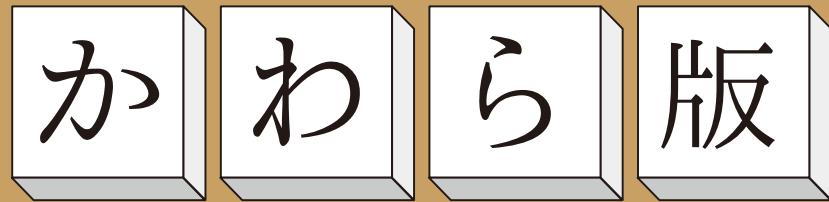


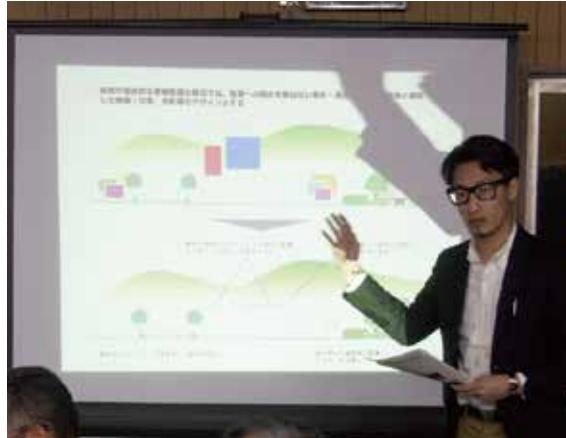
平成 29 年 4 月 28 日発行

屋外広告物の 地域ルールを考える



このかわら版は、現在検討中の屋外広告物の地域ルールの策定に向けた取り組みをお知らせするために、八王子市が発行しています。

第二号



「高尾らしい看板」のルールについて考えました。

平成 29 年 3 月 18 日に、屋外広告物の地域ルールを考える広告勉強会・ワークショップの第 2 回「広告ワークショップ」を開催しました。第 1 回に引き続き 10 名の方にご参加いただきました。

■ あらためまして、「景観づくり」とは？「屋外広告物地域ルール」とは？

はじめに、市の景観計画における高尾駅周辺の景観形成の考え方やルールについて確認しました。

次に、多摩美術大学の金晃平先生（左上）から、屋外広告物のルールづくりのポイントを紹介していただきました。例えば、高尾駅北口地区は、背景の山並みが景観の重要な資源となっているため、これらの眺望を損ねない規模・位置、色彩等のデザインが必要という話がありました。

また、コンサルタントから、景観づくりに住民が参加する事例や、住民が主体となって取り組む事例が紹介されました。例えば、建物等が建つ前に、地域でつくった組織で協議するしくみをつくっている取り組みなども参考になると思います。

■ 「高尾らしい看板」とは？

後半は、高尾駅北口地区の屋外広告物の写真や、駅前の風景をシミュレーションした画像（右）などを見ながらご意見をいただきました。広告を掲出する位置や大きさを揃えたり、色数やあざやかさを変えたりすると、まちの印象が大きく変わることが確認されました。まとめは裏面をご覧ください。

シミュレーション例 1



シミュレーション例 2



ルールをつくる上で大切にしたい視点。

ご意見まとめ

高尾駅北口地区にとって大切な要素を確認した上で、ルールづくりを考える視点や課題などについて、多岐に渡るご意見をいただきました。

【ルールづくりに必要な視点】

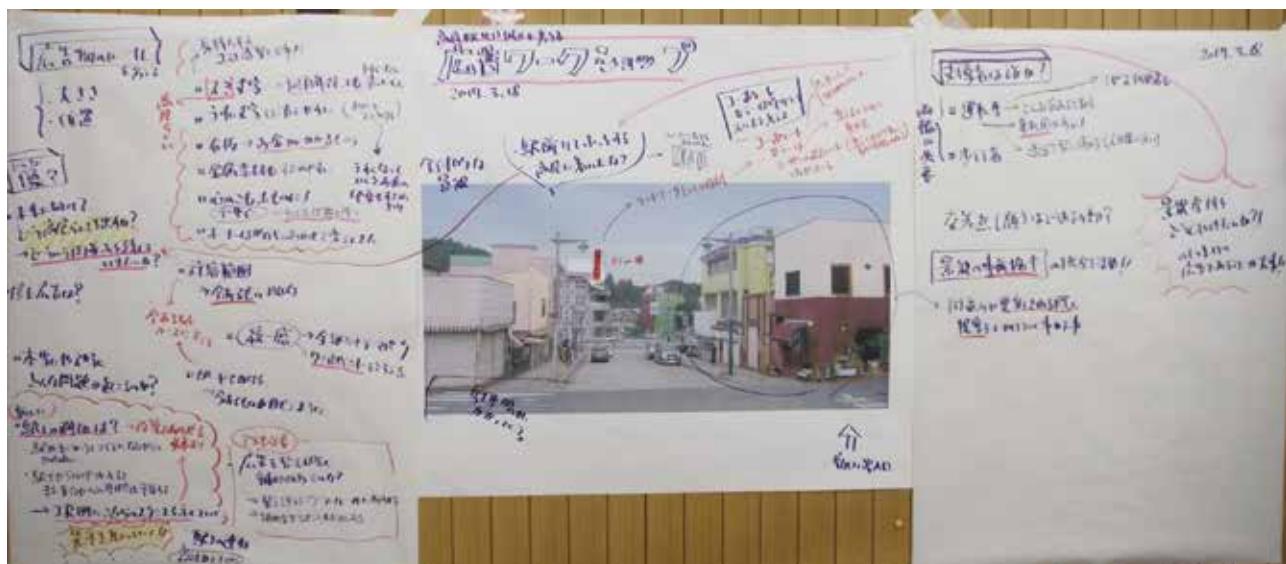
- ・山並み、ヒューマンスケール、昔ながらの建物や看板の表現、現在の駅舎がつくっている駅前の雰囲気が高尾駅北口のイメージをつくっている
- ・歩行者だけでなく、車の運転者やバス利用者も屋外広告物を見てもらう対象となっている
- ・屋外広告物の大きさなどの許容範囲は、現在ある広告物を超えない程度としよう
- ・甲州街道沿いは、イチョウ並木や山並みへの視線の抜けを活かして考えよう
- ・長持ちしてメンテナンスしやすいものが良い（例えば、昔ながらの墨文字は光に強く長持ちする）
- ・大きな広告は、安全面からもあり方を考えよう
- ・駅前の広告は、ランドマークにもなっている
- ・自家用広告と第三者広告は目的が違うことをふまえて工夫しよう

【検討課題】

- ・商売と景観を両立させるルールでなければ賛同できないだろう
- ・事業者の個性を活かした広告のあり方を考えることが大事
- ・実際にルールを施行した事例で、問題が起きていないか知りたい
- ・ルールによる規制だけでなく、支援も必要

【まちづくり全体の視点での検討が必要】

- ・広告のルールだけではなく、高尾駅北口をどうしていきたいのかを考える事が大事
- ・新しい駅舎との調和が必要



屋外広告物地域ルールの策定に向けて（再掲）

八王子市は平成27年4月に都内初の中核市となり、屋外広告物条例を制定しました。

これに先がけ、平成23年には景観行政団体となって「八王子市景観計画」を策定し、高尾駅北口周辺を含む「高尾駅・多摩御陵周辺地区」は重点地区に指定されています。

そこで、屋外広告物条例と景観計画の連携により、高尾駅北口地区の特性に応じた屋外広告物の「地域ルール」を策定し、良好な景観形成の推進を目指しています。

<想定スケジュール>

平成29年1月30日 広告物勉強会（終了）

平成29年3月18日 広告ワークショップ（終了）

平成29年6～8月頃（1～2回） 意見交換会
(ルール素案を市から提案)

平成30年4月～ 周知（リーフレット配布等）

平成31年4月～ 地域ルール運用開始